

南幌町保育士等人材バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の保育所及び認定こども園、学童保育（以下「保育所等」という。）での就労希望者を支援し、町内における保育の担い手の増加及び待機児童を生じさせない体制の確保に資するため、町が実施する保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 人材バンクの登録対象となる者は、町内の保育所等において、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等として就労を希望する者とする。

(登録の申込み)

第3条 人材バンクへの登録を希望する者は、南幌町保育士等人材バンク登録申込書兼同意書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）に保育士等の資格を有することを証する書類の写しを添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録申込書の提出があったときは、南幌町保育士等人材バンク登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）へ登録し、町内の保育所等の長に限り、閲覧に供するものとする。

(登録の変更及び取消し)

第4条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合又は登録を取り消そうとする場合は、速やかに南幌町保育士等人材バンク登録内容変更・取消届（様式第3号。以下「変更・取消届」という。）を町長に提出するものとする。

(登録の削除)

第5条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録者名簿から削除することができるものとする。

- (1) 前条に規定する変更・取消届の提出があったとき。
- (2) 保育所等の長からの連絡により、採用が決まったとき。
- (3) 長期間（概ね1年程度）にわたり理由なく連絡が取れないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が登録者として不適格と認めたとき。

(登録の期間)

第6条 人材バンクの登録期間は、登録を完了した日から前条の規定により削除した日の前日までとする。

(登録情報の提供)

第7条 人材バンク登録情報の提供を受けようとする保育所等の長は、南幌町保育士等人材バンク登録者情報提供申込書兼誓約書（様式第4号。以下「情報提供申込書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、保育所等の長から情報提供申込書の提出があった場合は、第3条第1項に規定する登録申込書の写しを提供するものとする。

(留意事項)

第8条 人材バンクは、登録者に対し保育所等の職のあっせん、紹介を行うものではなく、また、保育所等に対し、登録者のあっせん、紹介を行うものではない。

2 保育所等の長は、その責任において面接を行い、採用の際には児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準その他関係法令に基づく基準を遵守すること。また、勤務条件等については登録者と保育所等との合意によるものであり、町長はその責任を負わない。

3 保育所等の長は、前条第2項の規定により提供された登録申込書の写しを適切に管理し、利用を終了した際にはその都度適切に廃棄しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、南幌町個人情報保護法施行条例（令和5年南幌町条例第4号）に定めるところによる。

2 第7条第2項の規定により登録申込書の写しの提供を受けた保育所等の長は、提供された個人情報を他人に漏らし、又はこの要綱に定める目的以外に使用してはならない。

(庶務)

第10条 人材バンクの庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。